

宇部市中央町地区共同住宅整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかへの定住促進と地域の活性化を図るため、中央町地区に共同住宅を建設する者に対し交付する宇部市中央町地区共同住宅整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央町地区 別図に定める区域をいう。
- (2) 共同住宅 共同住宅及び長屋（売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために区分所有する共同建設型のいずれの場合も含む。）をいい、店舗、事務所等の用途と併用するものを含むものとする。

(補助対象の共同住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる共同住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合するものであること。
- (2) 所在地が中央町地区内であること。
- (3) 各戸に玄関、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び居室が設置されていること。
- (4) 住戸専用部分の床面積は、55㎡以上かつ2以上の居室であること。

2 対象住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助事業が完了した日から10年間（以下「管理期間」という。）は対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない。
- (2) 併設される店舗等があるものについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び同条第5項から第11項までの風俗営業等に係るものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象住宅を建設する個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1棟あたり2戸以上の対象住宅を新築する者
- (2) 資金の調達が確実であると認められる者

2 前項の規程にかかわらず、次に掲げる場合は対象とならないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者

- (2) 本市の他の類似の補助制度を利用した又は利用する予定にある者
- (3) 公共工事の施工に伴う移転補償費を受ける者
- (4) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者である者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合計した3分の1に相当する額で、予算の範囲内とする。（次の第1号から第3号に関する詳細は、「住宅市街地整備ハンドブック2017（公益社団法人全国市街地再開発協会）Ⅳ－5－2市街地住宅等整備 2対象項目等」を参照。）

- (1) 調査設計計画費
 - ア 基本設計費
 - イ 建築設計費
- (2) 土地整備費
 - ア 建築物除却等費
- (3) 共同施設整備費
 - ア 空地等整備費
 - イ 供給処理施設整備費
 - ウ その他の施設整備費

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「協議者」という。）は、事業着手前に計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 協議者は、計画書提出までに、原則として当該事業の施行区域となる敷地等について所有権等を有する者全員の同意を得なければならない。

（通知）

第7条 市長は、前条の規定による計画書の提出があったときは、本事業の採択に係る審査を行い、結果について、計画審査通知書（様式第2号）により協議者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により補助事業として適合する旨の通知書を受けた者（以下「申請者」という。）は、事業着手前及び各年度の4月30日までに、交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書（滞納が無いことを証する証明）（発行日が1か月以内

のもの)

- (2) 工事費等の見積書の写し
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規程による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、変更計画書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合
- (2) その他事業の採択に係る協議の要素となるべき事項に関して変動が生じた場合

2 交付対象者は、交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、補助金の額に変更を生じるときは、交付変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定に係る年度における予定事業の内容を変更する場合
- (2) 補助金の交付決定に係る年度における予定事業の全部若しくは一部を中止又は廃止する場合
- (3) 補助金の交付決定に係る年度における予定事業が年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- (4) その他事業の採択に係る協議の要素となるべき事項に関して変動を生じた場合

3 市長は、第1項の規定による変更計画書の提出があったときは、その内容を審査の上、結果について、変更計画審査通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、変更交付決定通知書（様式第9号）により交付対象者に通知するものとする。

（事業の着手）

第11条 交付対象者は、当該事業着手後10日以内に着手届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象者に対し、これに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第13条 交付対象者は、補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、完了実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算調書(様式第12号)
- (2) 補助金受入調書(様式第13号)
- (3) 事業実施状況書(様式第14号)
- (4) 建築物配置図、各階平面図(縮尺500分の1以上)、2面以上の立面図
- (5) 完了写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象者は、補助事業が複数年度にまたがる場合において補助金交付の決定にかかる当該年度が終了したときは、当該年度の年度末までに、終了実績報告書(様式第15号)に補助金精算調書(様式第12号)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第10条第3項の規定により、補助事業として適合しない旨の通知書を受けた者は、通知日以降、第1項に規定する完了実績報告書及び第2項に規定する終了実績報告書を提出することができない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第16号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 市長は、前条の規定により通知を受けた交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、完了実績報告書又は終了実績報告書を受理した場合において、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう交付対象者に命ずることができる。

(交付決定の取消)

第18条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規程のほか、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取消したときは、交付決定取消通知書(様式第18号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し、返還命令書(様式第19号)により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた交付対象者は指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(地位の承継)

第20条 交付対象者が管理期間中であって、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める者が地位を承継しなければならない。

- (1) 個人である交付対象者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人である交付対象者が合併等をした場合 合併等により設立された法人
- (3) 交付対象者が共同住宅を譲渡した場合 その譲受人

2 第1項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定に関わらず、交付対象者は、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると市長が認めるときは、管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し又は取り壊すことができる。

(報告等)

第21条 市長は、管理期間中であっては交付対象者に対し、対象住宅の状況について報告を求め又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第22条 この要綱の施行について、必要な事項及びこの要綱によりがたい場合は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
- 3 本要綱の施行に伴い、「宇部市看護・介護保育人材中央町地区移住推進住宅整備事業補助金交付要綱（平成28年11月1日施行）」は廃止する。